



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月23日火曜日 第2489号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定..... (長寿介護課) ... 558  
 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 558  
 指定居宅サービス事業の廃止..... ( " ) ... 559  
 指定居宅介護支援事業の廃止..... ( " ) ... 559  
 指定介護予防サービス事業の廃止..... ( " ) ... 559  
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 560  
 保安林の指定施業要件の変更(4件)..... (森林整備課) ... 560  
 漁業免許の内容等の公示..... (水産課) ... 561  
 介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 561

## 告 示

### ○愛媛県告示第857号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人是成会	ヘルパーステーションくぼ	愛媛県今治市内堀一丁目1番19号	平成25年6月1日	訪問介護
株式会社あけぼの	ヘルパーステーションあいか	愛媛県宇和島市高串2番耕地191番地 <sub>1</sub>	平成25年6月1日	訪問介護
株式会社サット	愛リス介護サービス	愛媛県八幡浜市191番地	平成25年6月1日	訪問介護
医療法人社団栗整形外科病院	短期入所生活介護くりのみ2	愛媛県四国中央市中之庄町402番地1	平成25年6月7日	短期入所生活介護
株式会社ベルワイド	おるde新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市字新町272番地1	平成25年6月10日	短期入所生活介護
株式会社アイダシステム	訪問看護ステーション優	愛媛県四国中央市上分町728-1	平成25年6月15日	訪問看護
株式会社サン・ファミリア	ケアスタジオサン・ファミリア	愛媛県四国中央市妻鳥町1012-3 サンライズ <sub>1</sub> 階	平成25年6月15日	通所介護
株式会社ライフ・シェアリング	ライフ・シェアリング訪問看護ステーション	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4134番地 <sub>1</sub>	平成25年6月17日	訪問看護
ファミリー合同会社	ファミリー訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町福浦1581	平成25年6月24日	訪問介護
合同会社ヒカルの里	訪問介護事業所ヒカルの里	愛媛県宇和島市津島町田之浜1715番地 <sub>1</sub>	平成25年6月27日	訪問介護

### ○愛媛県告示第858号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人是成会	ヘルパーステーションくぼ	愛媛県今治市内堀一丁目1番19号	平成25年6月1日	介護予防訪問介護
株式会社あけぼの	ヘルパーステーションあいか	愛媛県宇和島市高串2番耕地191番地1	平成25年6月1日	介護予防訪問介護
株式会社サット	愛リス介護サービス	愛媛県八幡浜市191番地	平成25年6月1日	介護予防訪問介護
医療法人社団栗整形外科病院	短期入所生活介護くりのみ2	愛媛県四国中央市中之庄町402番地1	平成25年6月7日	介護予防短期入所生活介護
株式会社ベルワイド	おるde新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市字新町272番地1	平成25年6月10日	介護予防短期入所生活介護
株式会社アイダシステム	訪問看護ステーション優	愛媛県四国中央市上分町728-1	平成25年6月15日	介護予防訪問看護
株式会社サン・ファミリア	ケアスタジオサン・ファミリア	愛媛県四国中央市妻鳥町1012-3 サンライズ 1階	平成25年6月15日	介護予防通所介護
株式会社ライフ・シェアリング	ライフ・シェアリング訪問看護ステーション	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4134番地1	平成25年6月17日	介護予防訪問看護
ファミリー合同会社	ファミリー訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町福浦1581	平成25年6月24日	介護予防訪問介護
合同会社ヒカルの里	訪問介護事業所ヒカルの里	愛媛県宇和島市津島町田之浜1715番地の1	平成25年6月27日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第859号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
大西克幸	二光クリニック	愛媛県伊予郡砥部町大南457番地1	平成25年6月1日	短期入所療養介護

○愛媛県告示第860号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社みのり	有限会社みのり	愛媛県大洲市新谷甲318番地	平成25年5月6日	居宅介護支援
有限会社光タクシー	らくらく介護相談所のぞみ	愛媛県新居浜市松の木町5番1号	平成25年6月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第861号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
大西克幸	二光クリニック	愛媛県伊予郡砥部町大南457番地1	平成25年6月1日	介護予防短期入所療養介護

○愛媛県告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市窪野町及び久谷町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・窪野地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年7月24日から8月20日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第863号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
今治市玉川町鈍川字柱ヶ谷庚432の2、庚432の12、庚432の13、玉川町與和木字コセブラ甲572、字コセブラ甲860の1、乙6の3、乙9の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玉川町鈍川字柱ヶ谷庚432の2、庚432の12、庚432の13  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第864号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
今治市玉川町小鴨部字三谷乙96の2、字天ヶ森乙148の2、字ゾゴノ谷乙166、字谷山乙176の2、乙207の2、乙218の1から乙218の3まで、字黒谷乙197、字禅ヶ乙220の2、乙221の2、乙221の11から乙221の14まで、乙222の2、乙222の3、乙223の1、乙226の1、字中山乙249の1、乙249の4、乙255の5、字大谷乙311、玉川町畑寺字山ノ神乙224、字ズ井京乙231、字棚田乙266の1、玉川町鈍川字コシト庚170の1、庚170の28、字マトコヤ越庚198の1、庚198の39から庚198の42まで、字金山庚238の1、字金山赤土庚241の1、庚241の33、字ナカラ庚352の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第865号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成2年4月9日農林水産省告示第514号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、

次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

平成4年3月13日農林水産省告示第334号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第867号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成25年 7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 定第1号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町二見地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町二見谷尻主石鼻岩

点 ア Aから142度37分150メートルの点

イ Aから161度50分900メートルの点

ウ Aから150度50分900メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町二見

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 定第2号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町白浜地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町白浜波止突端中央

B 南宇和郡愛南町白浜耳毛鼻岩

点 ア Aから114度90メートルの点

イ Bから94度100メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町白浜

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成26年 1月 1日

3 申請期間

平成25年 7月23日から10月31日まで

4 存続期間

平成26年 1月 1日から平成30年 3月31日まで

○愛媛県告示第868号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 7月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
株式会社ケアジャパン	松山市中央一丁目17番35号	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 7月12日